

プラザホール運営管理業務仕様書

1 目的

プラザホール内の段床機構、舞台、音響、照明、視聴覚機器の操作及び各設備、機器、道具等の日常の点検整備並びに管理その他これらの業務に付帯する業務を行うことにより、プラザホールのすぐれた運営を図り、県民の文化活動等の利用に供することを目的とする。

2 業務の範囲

- (1) プラザホール内の段床機構操作
- (2) " 舞台操作（幕類、バトン類）
- (3) " 音響操作
- (4) " 照明操作
- (5) " 視聴覚機器の操作に関する指導・助言
- (6) 舞台、段床機構、調整室（音響、照明）等（以下「舞台等」という。）の設備、機器、道具その他の日常の点検整備並びに管理業務
- (7) プラザホールの利用に関する利用者との打合わせ業務
- (8) プラザホールの利用率を向上させるための工夫、PR等

3 技術者の配置

プラザホール利用、舞台転換作業及び保守点検の日には、技術者を2名配置すること。ただし、軽易なもので、施設管理上の支障がない場合は、技術者の配置を調整することができる。また、利用や利用者との打合せがないときに常駐する必要はない。

4 業務の内容

- (1) 通常業務
 - ア 機器及び物品の管理保管
 - イ 日常の設備点検・保守作業の準備と実施
 - ウ プラザホールの管理運営について改善等の必要事項の助言
 - エ プラザホールの利用率向上に関する工夫、PR
 - オ 視察等来館者への案内説明と必要資料の準備
 - カ 設備、機器の調査研究及び新技術に関する情報の収集
 - キ プラザホールの利用状況及びカを踏まえた設備更新に関する提案(更新費用の削減等)
 - ク 業務終了時における機器装置等の撤去、復元作業、火気点検、戸締まり等の確認
- (2) プラザホールの利用
 - ア 利用者等との打合せにおける技術指導及び適切な助言
 - イ 利用者に対するプラザホール設備等の事前説明
 - ウ 事業の実施時における機器、物品の搬出入における方法等の指示並びに設備、機器の使用に対する指導助言及び操作の指示監督
 - エ 事業の終了時における機器装置等の撤去、復元作業及び作業の指示監督並びに設備機器の損傷、数量の点検確認、火気点検及び戸締まりの確認及び報告
- (3) 保守点検業務
 - ア 日常の設備点検・保守作業及び計画的な機器の点検
 - イ 設備関係の保守点検における立会い（点検開始から終了までの間）

※ ここで示した業務仕様は、令和6年度現在を参考としたものであり、業務の遂行にあたって、少なくともこの基準を満たすものであること。